

議会の概要

(令和4年度)



なんぽろちょう
南 幌 町 議 会

(北海道空知管内)

1 町の概要

(1) 自然的概要

本町の地勢は、丘陵地は無く全町平坦地であり、町域は直線で東西に約 12 km、南北に約 14 km で、総面積は 81.36 km² である。

石狩川の支流である夕張川、千歳川及び旧夕張川に囲まれ、気候は温和であるが、風は四季を通じてやや強く、特に春は偏東風が強い。気温は極暑、極寒がそれぞれ 35℃、－25℃程度で、降雪は、11 月上旬に始まって 4 月上旬に終わり、降雪量は 10 年間平均で約 5 m、同積雪深は約 1 m である。

また、道都札幌市及び空の玄関口千歳市の中心部までは、各々 25 km の地点に位置している。

(2) 歴史的概要

本町は、明治 26 年（1893 年）が開拓年である。明治 28 年に幌向村^{ほろむい}（アイヌ語のポロモイが語源で、ポロは大きい、モイは入り江）戸長役場が設置され、明治 42 年には 2 級町村制が施行された。当時は、夕張川が毎年のように氾濫して水害で住民を苦しめていたが、新夕張川切替事業（大正 9 年～昭和 11 年）の完成で、今日の水害のない町の礎が出来上がった。この完成を記念して、毎年 7 月 1 日に治水感謝式を開催している。町制の施行は昭和 37 年で、幌向村を南幌町に改称した。平成 24 年に開拓 120 年、町制施行 50 年を迎えた。

2 産業の概要

基幹産業は農業で、令和 3 年度の農家戸数は 159 戸、農家人口は 688 人である。耕地面積は約 5,441ha（田 5,201ha、畑 240ha）、一戸当たりの耕地面積は全体（個人・法人）で 30ha を超え、道内有数の耕地面積を有している。（令和 4 年 4 月 1 日現在）主要作物は水稻であるが、畑作物では小麦、大豆などの豆類が大半を占めるとともに、園芸作物ではキャベツを中心に露地長ねぎや玉ねぎ、スイカなどが栽培され、近年ではブロッコリーの生産も増えてきている。

工業では、昭和 49 年農村地域工業導入促進法、工場立地法の地域指定を受け、地の利を生かし、ゆとりある区画と低廉な価格の工業団地を造成し、これまでに 50 社以上の企業が進出、従業員約 500 名が就業している。町内 2 ケ所の工業団地のうち、1 ケ所は完売しており、現在は「南幌工業団地」の企業立地に向けて、分譲の他、用地賃貸による企業誘致についても積極的に取り組んでいる。

また、札幌圏住民にみどり豊かな住宅地を提供するため、都市計

画区域の指定を昭和 49 年に受け、北海道住宅供給公社による大規模住宅団地の開発計画を進め、これまで造成区画 2,448 区画のうち（令和 3 年度末）に 1,921 区画が分譲済みとなっている。

公共下水道は、住宅団地・既成市街地・工業団地で、昭和 60 年から順次供用を開始し、夕張太地区では農業集落排水事業として平成 5 年から供用を開始している。また、平成 11 年度からは農家地区を対象に、合併処理浄化槽事業に取り組んでいる。

3 人口及び世帯数

4 月 1 日現在		人 口	世帯数	1 世帯当たりの人口
令和 4 年		7, 3 6 6	3, 4 7 7	2. 1 2
令和 3 年		7, 4 1 6	3, 4 8 6	2. 1 3
令和 2 年		7, 4 6 4	3, 4 5 7	2. 1 6
平成 3 1 年		7, 5 3 8	3, 4 5 7	2. 1 8
平成 3 0 年		7, 6 2 9	3, 4 4 6	2. 2 1
国勢調査	令和 2 年	7, 3 1 9	2, 9 8 0	2. 4 6
	平成 2 7 年	7, 9 2 7	2, 9 7 3	2. 6 7
	平成 2 2 年	8, 7 7 8	3, 0 6 8	2. 8 6
	平成 1 7 年	9, 5 6 4	3, 1 3 0	3. 0 6
	平成 1 2 年	9, 7 9 1	2, 9 9 1	3. 2 7

4 若年者、高齢者人口比率

4 月 1 日現在（単位：％）

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
0 ～ 1 4 歳比率	9. 1	9. 3	9. 5
若年者比率（1 5 ～ 2 9 歳）	1 0. 6	1 0. 3	9. 9
高齢者比率（6 5 歳以上）	3 4. 1	3 4. 6	3 5. 1

5 産業別人口比率

国勢調査（単位：％）

区 分	平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年
第 1 次産業就業比率	1 9. 3	1 9. 4	1 7. 1
第 2 次産業就業比率	1 8. 4	1 8. 8	1 7. 2
第 3 次産業就業比率	6 2. 3	6 1. 8	6 5. 7

6 議会について

(1) 議員定数の推移

期 間	法定数	条例定数	党 派 別
明治42年～昭和2年5月	10	10	無所属
昭和2年6月～4年5月	8	8	無所属
昭和4年6月～17年5月	12	12	無所属
昭和17年6月～22年4月	18	18	無所属
昭和22年5月～30年4月	22	22	無所属
昭和30年5月～平成15年3月	22	16	昭和58年4月から共産1
			平成11年4月から共産2、公明1
平成15年4月～19年4月	18 (上限数)	14	共産1、公明1、欠員2名
平成19年4月～23年4月	18 (上限数)	11	共産1、公明1
平成23年4月～25年5月	—	11	共産1、公明1
平成25年6月～27年4月	—	11	共産1、公明1、欠員1名
平成27年4月～31年4月	—	11	共産1、公明1
平成31年4月～現在	—	11	共産1、公明1

(現在の議員の任期は令和5年4月26日まで)

(2) 歴代の正・副議長

期 間		議 長	副 議 長	備 考
昭和	21 年 10 月～22 年 4 月	長谷川源之丞	久保富太郎	
	22 年 5 月～26 年 4 月	南部 誠七	長澤 吉蔵	
	26 年 5 月～30 年 4 月	長澤 吉蔵	高松 一郎	
	30 年 5 月～38 年 3 月	〃	三上 忠蔵	昭和 37 年 12 月死亡
			高松 一郎	残任期間
	38 年 4 月～42 年 3 月	〃	小林 五郎	昭和 40 年 6 月死亡
			糸塚栄太郎	残任期間
	42 年 4 月～46 年 3 月	小林 正義	金本 勝信	
	46 年 4 月～50 年 3 月	竹内 正一	佐藤 博	議長 50 年 2 月退職
	50 年 4 月～54 年 3 月	橋爪 本一	〃	
	54 年 4 月～58 年 3 月	〃	久保 正之	
	58 年 4 月～62 年 3 月	〃	武田 七雄	
	62 年 4 月～ 3 年 3 月	小川 松蔵	〃	
平成	3 年 4 月～ 7 年 3 月	〃	〃	
	7 年 4 月～11 年 3 月	〃	宮下 五郎	
	11 年 4 月～15 年 3 月	〃	岡 眞一	
	15 年 4 月～17 年 1 月	三好富士夫	佐藤 正一	
	17 年 1 月～19 年 4 月	岡 眞一	側瀬 敏彦	
	19 年 4 月～23 年 4 月	〃	〃	
	23 年 4 月～27 年 4 月	側瀬 敏彦	本間 秀正	
	27 年 4 月～31 年 4 月	〃	〃	
令和	元年 5 月～現在	〃	石川 康弘	

(3) 議員定数

条例定数 11人（平成19年4月27日から施行）

(4) 任期

平成31年4月27日～令和5年4月26日

(5) 所属党派別

無所属		共産党		公明党		計	
男	女	男	女	男	女	男	女
8	1	—	1	—	1	8	3

(6) 職業別

農林業	会社員	会社役員	その他	無職	合計
2人	2人	2人	1人	4人	11人

(7) 年齢別

（令和4年4月1日現在）

30～ 39歳	40～ 59歳	60～ 69歳	70歳 ～	最年少	最年長	平均
1人	0人	7人	3人	38歳	73歳	65.2歳

(8) 在職年数別

4年 以下	4～ 8年	8～ 12年	12～ 16年	16～ 20年	20～ 24年	合 計
2人	1人	3人	1人	2人	2人	11人

7 委員会について

(1) 常任委員会

○常任委員会数：2委員会（議長は委員を辞任）

- ・総務常任委員会：5名（任期は4年間）
- ・産業経済常任委員会：5名（任期は4年間）

○常任委員会の所管事務

- ・総務常任委員会

総務課、住民課、税務課、保健福祉課、町立病院、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の委員会に所属しない事項

- ・産業経済常任委員会

まちづくり課、産業振興課、都市整備課、農業委員会

(2) 議会運営委員会

委員会構成

委員 5名

（総務常任委員長、産業経済常任委員長、議員会長、委員2名）

任期 4年

(3) 特別委員会

必要に応じ、議会の議決を得て設置している。

○設置しているもの

- ・予算審査特別委員会（議長を除く全員）
- ・決算審査特別委員会（議長、監査委員を除く全員）
- ・広報特別委員会（5名）
- ・南幌町議会まちづくり特別委員会（議長を除く全員）

8 議会運営について

(1) 会議規則

南幌町議会会議規則（平成14年議会規則第1号）

(2) 会議規則の運用状況

①会議時間

午前9時30分から午後4時30分まで。

②一般質問

- ・定例会のみで、通告制により議長の指定した日（議会開会の概ね8日前）までに提出し、質問の要旨は簡潔明瞭に記載する。
- ・一般質問の時期は、第1日目の提出議案審議前に行う。（3月定例会を除く。）
- ・一般質問の回数は3回（再々質問）までとする。
- ・発言は専用の質問席に登壇し、終了するまでその場で行う。

③緊急質問

緊急と認められる場合、議会の同意を得て行う。

④質疑

通告制を取らずに、同一議題3回までとする。

⑤議事日程と会期

議会運営委員会で協議して決定し、第1日目開会前の運営協議で周知する。

⑥議案配布

定例会は概ね7日前、臨時会は概ね3日前に配布する。

⑦請願、陳情

原則、所管委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。

⑧意見書

議会運営委員会に諮問し、取り扱い及び提出者、賛成者について協議する。その後、運営協議で報告する。

(3) その他の取り組み

○南幌町議会政務活動費の交付に関する条例制定【H 2 4. 1 2】

議員一人当たり年間 9 万 6 千円（事後請求）

平成 2 7 年分より執行状況を H P で公表している。

○南幌町議会議員政治倫理条例制定【H 2 5. 3】

平成 2 6 年度分より議員税等納付状況を H P ・議会広報で公表している。

○南幌町議会基本条例制定【R 2. 1 0】

議会として議員の成り手不足や高齢化を鑑み、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため制定。

○南幌町議会録画中継の配信に関する要綱制定【R 4. 2】

議会基本条例の規定に基づき、議会活動に関する情報の発信を目的に町議会の録画中継をインターネットにて配信し、公開する。

○長期欠席の取扱い

南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正【H 2 9. 4】

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・ 欠席期間 9 0 日以上 1 8 0 日未満 | 1 0 0 分の 2 5 減額 |
| ・ 欠席期間 1 8 0 日以上 2 7 0 日未満 | 1 0 0 分の 5 0 減額 |
| ・ 欠席期間 2 7 0 日以上 | 1 0 0 分の 7 5 減額 |

○会議の公開

情報公開条例等の施行に伴い、委員会を公開とする。

○会議の記録方法

- ・ 本会議は、会議録作成支援システムで事務局により全文記録とする。
- ・ 各委員会は、会議録作成支援システムで事務局により要点記録とする。

○広報発行

昭和58年11月1日創刊

年4回（5月・8月・11月・2月）

単独発行（H30.8月号から）・白黒・A4版

○議員の質疑に対する町長等の反問

町長及び教育長が議員の質疑等に対して反問できるよう、平成22年第1回定例会から取り組んでいる。

○議会報告懇談会の開催

○議会定例会の様子を録画したDVDの貸し出し

[南幌町議会登壇制の概要]

項 目	議員		理事者	
	提案・討論等	質問・質疑等	提案・報告等	答弁
執行方針	—	質問席	中央演壇	中央演壇 (1回目のみ)
行政報告	—	—	中央演壇	—
一般質問	—	質問席		中央演壇 (1回目のみ)
予算	—	自席	中央演壇	自席
議案	中央演壇	自席	中央演壇	自席
委員長報告	中央演壇	自席	—	—
討論	中央演壇	—	—	—
特殊な挨拶	中央演壇	—	中央演壇	—

9 予算関係(令和4年度)

(単位：千円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年比
一 般 会 計		6, 1 4 7, 7 2 1	△ 1 2. 0
特 別 会 計	国民健康保険事業	9 4 8, 1 0 1	△ 1. 4
	病院事業	7 9 0, 6 0 5	△ 3. 4
	下水道事業	2 8 9, 6 4 5	3 3. 4
	農業集落排水事業	1 7, 6 4 0	2. 4
	介護保険事業	8 1 2, 0 4 3	△ 2. 3
	後期高齢者医療事業	1 1 9, 5 9 2	3. 2
合 計		9, 1 2 5, 3 4 7	△ 8. 2

・一般会計予算事項別明細（当初予算）

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
町税	775,054	議会費	53,664
地方譲与税	89,700	総務費	1,529,255
利子割交付金	500	民生費	1,129,935
配当割交付金	1,500	衛生費	643,637
株式等譲渡所得割交付金	1,000	農林水産業費	817,467
法人事業税交付金	6,500	商工費	124,776
地方消費税交付金	162,000	土木費	613,894
ゴルフ場利用税交付金	4,000	消防費	246,594
環境性能割交付金	5,500	教育費	373,212
地方特例交付金	3,000	公債費	614,287
地方交付税	2,620,000	予備費	1,000
交通安全対策特別交付金	800	1人当りの 町税 105,220円	
分担金及び負担金	12,177		
使用料及び手数料	37,358		
国庫支出金	606,317		
道支出金	790,509		
財産収入	20,726		
寄附金	120,020		
繰入金	194,287		
繰越金	20,000		
諸収入	194,287		
町債	296,900		
合 計	6,147,721	合 計	6,147,721

・議会費（議会運営経費）の状況

（単位：千円）

節	予 算 額
1 報 酬	28,116
3 職員手当等	11,587
4 共 済 費	8,666
8 旅 費	2,362
9 交 際 費	200
10 需 用 費	493
11 役 務 費	25
18 負担金補助・交付金	1,217
合 計	52,666

（議員1人当りの議会費：4,788千円）

・特別職給料、議員報酬等

(単位：円)

職 名	給料月額	職 名	報酬月額
町 長	754,000	議 長	295,000
副 町 長	623,000	副 議 長	236,000
教 育 長	571,000	委 員 長	214,000
		議 員	195,000

農業委員会（月額）			教育委員会（月額）	
会 長	会長代理	委 員	職務代理	委 員
53,000	41,000	39,000	41,000	39,000

監査委員（月額）		選管・公平・固定資産評価審査委員会 （日額・半日額）				その他委員 （日額）
知識経験者	議会選出	委員長		委 員		
56, 000	44, 000	7, 200	3, 700	6, 300	3, 300	7, 000 以下

・議員期末手当

支給月 6月 222.5 / 100
12月 222.5 / 100
加算措置 15%

・議員の行政視察調査

実 施 期 間	令和元年度より
任期中の回数	道内2回 道外1回
旅 費 額	実費による

・費用弁償、旅費

①内国旅費

区 分	車 賃	日 当	宿 泊 料
町 内	37円/km	—	2,000
町 外		宿泊を伴う場合 1,000	9,800

②外国旅行

日 当			宿 泊 料			食卓料	支 度 料		
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方		1月未満	3月未満	3月以上
7,200	6,200	5,000	22,500	18,800	15,100	6,700	78,160	94,910	111,650

・姉妹町（熊本県多良木町）行政視察 任期中1回

10 議会開催日数・議決の状況等

○令和3年

(単位：日、人)

区 分		会 期 日 数				参 考	傍聴者数
		本会議日数	休会日の 委員会日数	その他の 休会日数	計	本会議日の 委員会日数	
定 例 会	1回	3	3	2	8		29
	2回	1			1		22
	3回	2	3	2	7		15
	4回	2			2		14
	計	8	6	4	18		80
臨時会		5			5		22
年間計		13	6	4	23		102

区分		提出者別・種類別									提出者別・議決結果別						年間延件数	
		町長提出						議員提出			町長提出			議員提出				
		条例 例	予算 算	決算 算	その他	専決 処分 計	条例・ 規則	意見書 の 他	計	原案 否決 計	原案 否決 計	原案 否決 計	原案 否決 計					
定例会		20	22	2	21	2	67	1	7	10	18	67		67	18		18	85
臨時会			6				6					6		6				6
計		20	28	2	21	2	73	1	7	10	18	73		73	18		18	91
審議方法	本会議 即決	18	21		21	2	62	1	7	10	18							
	委員会 常任																	
	議運																	
	特別 付託	2	7	2			11											

11 議会事務局

令和4年4月1日現在、事務局長・主査・主任の3名体制となっている。

12 その他

(1) 互助会加入状況

議員全員が加入し、加入口数は1人2口で、掛金は全額個人負担としている。

(2) 議員会

- ・議員会費 月額2,000円（年24,000円）
- ・事業内容
 - 会員親睦研修の実施
 - 近隣5町議員親睦パークゴルフ大会参加
 - 議員慶弔の実施など

(3) 一部事務組合

名 称	業務内容	構成市町村名	所属議員数
長幌上水道企業団	上水道	南幌町、長沼町	5名
南空知公衆衛生組合	塵 芥	南幌町、長沼町、由仁町	3名
南空知葬斎組合	火葬場	南幌町、長沼町、由仁町、栗山町	3名
南空知消防組合	消 防	南幌町、長沼町、由仁町、栗山町	3名
道央廃棄物処理組合	廃棄物焼却施設	南幌町、長沼町、由仁町、栗山町、千歳市、北広島市	2名
南空知ふるさと市町村圏組合	広域圏行政	空知管内9市町	1名